

# JIS

## 再生プラスチック製中央分離帯ブロック

JIS A 9401 : 2007

(JTCCM/JSA)

平成 19 年 6 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 土木技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	長 瀧 重 義	愛知工業大学
(委員)	國 府 勝 郎	首都大学東京
	魚 本 健 人	東京大学
	榊 田 吉 弘	社団法人日本建築学会 (宇都宮大学)
	卷 内 勝 彦	日本大学
	辻 幸 和	群馬大学
	清 治 真 人	国土交通省
	坂 本 忠 彦	独立行政法人土木研究所
	山 内 泰 之	独立行政法人建築研究所
	伊 藤 洋	社団法人地盤工学会 (財団法人電力中央研究所)
	小 林 延 房	社団法人日本土木工業協会 (飛鳥建設株式会社)
	須 田 久美子	鹿島建設株式会社
	加 藤 直 宣	東京都
	岡 本 享 久	社団法人セメント協会
	鈴 木 一 雄	全国生コンクリート工業組合連合会
	森 田 秀 明	中間法人全国コンクリート製品協会 (千葉窯業株式会社)
(専門委員)	福 永 敬 一	財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 19.6.20

官 報 公 示：平成 19.6.20

原 案 作 成 者：財団法人建材試験センター

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-9-8 友泉茅場町ビル TEL 03-3664-9211)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：土木技術専門委員会 (委員長 長瀧 重義)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 形状	2
5 記号	2
6 品質	2
6.1 外観	2
6.2 性能	2
7 寸法及び許容差	3
8 材料	3
8.1 再生プラスチック	3
8.2 副資材	3
8.3 再生プラスチック含有率	3
9 試験	4
9.1 試験の一般条件	4
9.2 寸法の測定	4
9.3 反りの測定	6
9.4 圧縮荷重試験	6
9.5 横方向荷重試験	7
9.6 引抜き試験	8
9.7 落下試験	9
9.8 耐候性試験	10
9.9 耐薬品性試験	10
10 検査方法	11
10.1 検査の種類及び検査項目	11
10.2 判定基準	11
11 表示	11
解 説	12

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人建材試験センター(JTCCM)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格に従うことは、次の者の有する特許権等の使用に該当するおそれがあるので、留意すること。

- －氏名：東洋ゴム工業株式会社
- －住所：大阪府大阪市西区江戸堀 1 丁目 17 番 18 号
- －氏名：株式会社タイボー
- －住所：和歌山市堀止西 2 丁目 2-24

上記の特許権等の権利者は、非差別的、かつ、合理的な条件でいかなる者に対しても当該特許権等の実施を許諾等する意思のあることを表明している。ただし、この規格に関連する他の特許権等の権利者に対しては、同様の条件でその実施が許諾されることを条件としている。

この規格に従うことが、必ずしも、特許権の無償公開を意味するものではないことに注意する必要がある。

この規格の一部が、上記に示す以外の特許権等、に抵触する可能性がある。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権等に係る確認について、責任はもたない。

なお、ここで“特許権等”とは、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願をいう。

# 再生プラスチック製中央分離帯ブロック

## Recycled plastics medial strip block

### 1 適用範囲

この規格は、再生プラスチックを主な材料とし、必要に応じて増量材、補強材、添加剤などの副資材を加えた材料を用いて成形した、道路に使用する中央分離帯ブロック（以下、“ブロック”という。）について規定する。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS A 1415** 高分子系建築材料の実験室光源による暴露試験方法

**JIS B 0205-4** 一般用メートルねじ—第4部：基準寸法

**JIS B 1051** 炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質—第1部：ボルト、ねじ及び植込みボルト

**JIS B 7507** ノギス

**JIS B 7512** 鋼製巻尺

**JIS B 7516** 金属製直尺

**JIS B 7534** 金属製角度直尺

**JIS C 1602** 熱電対

**JIS K 7114** プラスチック—液体薬品への浸せき効果を求める試験方法

**JIS L 0804** 変退色用グレースケール

**JIS Z 8401** 数値の丸め方

**JIS Z 8703** 試験場所の標準状態

**JIS Z 8704** 温度測定方法—電気的方法

**JIS Z 9015-0** 計数値検査に対する抜取検査手順—第0部：JIS Z 9015 抜取検査システム序論

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

#### 3.1

##### 再生プラスチック

製造業者の工場において、あらかじめ成形、押出しなどによって加工した後、その同じ工場内で再加工する裁ち落とし又は不合格となった成形品から調整した熱可塑性プラスチック（狭義の再生プラスチック：単純再生）、最初の製造業者以外によって産業廃棄プラスチックから調整した熱可塑性プラスチック（再加工プラスチック：複合再生）、及び清浄し、かつ、粉碎した廃棄物品から調整した熱可塑性プラスチック